

## 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会広告掲載取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の新たな自主財源を確保し、地域福祉サービスの向上に資することを目的として、広告掲載に関し必要な事項を定める。

### 2 広告の定義

この要綱において「広告」とは、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が作成する広告をいう。

### 3 広告媒体

広告媒体は、次に掲げるものとし、青梅市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が指定するものとする。

- (1) 青梅市社会福祉協議会だより「お元気ですか」（6、9、11、3月発行）
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が認めるもの

### 4 掲載できる広告の範囲

掲載できる広告は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもまたはそのおそれのあるもの
- (2) 政治性のあるもまたは公職選挙法に規定する選挙に関するもの
- (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するものまたはその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張または意見に関するもの
- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）または個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）
- (9) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 内容が不明確なもの、または虚偽もしくは誤認されるおそれのあるもの
- (12) 責任の所在が不明確なもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容として会長が不適切と認めるもの

## 5 広告の規格

広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サ イ ズ 縦 5 0 ミリ×横 9 4 ミリ
- (2) 提出形式 J P E G 形式

## 6 広告の掲載枠数および位置

広告媒体への掲載枠数は、原則として、1 発行号当たり 4 枠とし、掲載位置は、会長が指定する。

## 7 掲載料

掲載料は、1 回につき 1 枠当たり 1 0 , 0 0 0 円 (税込) とする。

## 8 掲載回数等

- (1) 広告の掲載を希望する者 (以下「広告掲載希望者」という。) が掲載できる枠数は、1 発行号当たり 1 枠とする。
- (2) 同一の広告掲載希望者が連続して掲載を希望する場合は、2 回を限度とする。

ただし、広告掲載希望者が募集枠数に満たないときは、この限りでない。

## 9 広告掲載希望者の募集

会長は、広告掲載希望者を広告媒体ごとに募集するものとする。

## 10 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載希望者は、会長が指定する日までに申し込まなければならない。
- (2) 申込みにあたり、掲載希望者は、「広告掲載申込書」(以下「申込書」という。) に次に掲げる書類を添付するものとする。
  - ア 広告の原稿または広告の内容の分かる書類
  - イ その他会長が必要と認める書類
- (3) 広告掲載希望者が次に掲げる事項に該当する場合は、申込みはできないものとする。
  - ア 個人または法人で「地方税法」(昭和 25 年度法律第 226 号) 第 5 条第 2 項各号に掲げる普通税を滞納している場合
  - イ 広告代理またはこれに類する目的で申し込む場合
  - ウ 第 4 項各号に該当する行為を行う者である場合
- (4) 会長は、書類の内容・デザイン等について、必要があると認められる場合は、当該広告掲載希望者に修正を求めることができるものとする。

## 11 広告掲載の決定

- (1) 会長は、申込書等を受理したときは、掲載の可否を決定し、その結果を速やかに広告掲載希望者に通知するものとする。
- (2) 広告掲載希望者が掲載枠数を超える場合は、申込順に決定する。
- (3) 広告主は、会長が指定する日までに広告の版下原稿を提出しなければならない。

## 12 広告掲載審査委員会

- (1) 会長は、広告掲載の審査を行うため、青梅市社会福祉協議会広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
- (2) 審査委員会は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会広報委員会（以下「広報委員会」という。）が職務を担うものとする。
- (3) 審査委員会の庶務は、総務係で処理する。

## 13 広告主の届出義務等

- (1) 広告主は、広告の原稿を変更しようとするときは、速やかに会長に届け出なければならない。
- (2) 広告主は、掲載を中止しようとするときは、速やかに会長に届け出なければならない。

## 14 広告掲載料の納付

広告掲載料は、会長が指定する期日までに納付するものとする。

## 15 掲載の決定取消しおよび中止

- (1) 会長は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定の取消しまたは中止することができる。
  - ア 広告主が偽りその他不正な手段により、広告掲載の決定を受けたとき。
  - イ 広告主が指定期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
  - ウ 第4項各号および第10項第3号のいずれかに該当することとなったとき。
  - エ 広告主から第13項の規定による広告の掲載を中止する旨の届出があったとき。
  - オ 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の決定の取消しまたは中止する必要があると会長が認めたとき。
- (2) 会長は、広告媒体への広告掲載を実行した後、広告主の責に帰さない事由により掲載を継続することができない特別の支障が生じたときは、

掲載を中止することができる。

(3) 会長は、前各号により、広告掲載の決定取消しまたは中止をしたときは、広告主に通知するものとする。

16 広告掲載料の還付

既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により、広告が掲載できなかつたときは、掲載料の一部または全部を還付することができるものとする。

17 広告主の責任

広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

18 損害賠償

広告主は、広告の掲載に当たり、その責めに帰すべき事由により青梅市社会福祉協議会に損害を与えたときは、それによって生じた損害を青梅市社会福祉協議会に賠償しなければならない。

19 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

20 実施期日

この基準は、令和6年4月8日から実施する。